

## 社会福祉法人半田市社会福祉協議会補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人半田市社会福祉協議会（以下「申請者」という。）の運営のために交付する補助金について必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、申請者の運営事業とし、補助金の交付の対象となる経費は、申請者の運営事業にかかる給与、諸手当、賃金及び厚生費で市長が定める額とする。

2 申請者の運営事業について指定寄付を受けたときは、その額を前項に定める額に加えることができる。なお、この場合における補助金の交付の対象については、寄付目的に沿った経費とする。

### (経費の流用禁止)

第3条 前条に規定する各事業の経費は、他に流用してはならない。

### (補助金の交付申請)

第4条 申請者が補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1）にその他必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

### (補助金の変更交付申請)

第5条 申請者は、前条の申請内容に変更を生じたときは、直ちに補助金変更交付申請書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付又は変更交付決定)

第6条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第3）又は補助金変更交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付)

第7条 申請者は、前条に規定する通知を受けた場合、第1四半期、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の各交付額について市長と協議し、補助金請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

### (実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに補助金事業実績報告書（様式第

6) を市長に提出しなければならない。

**(交付の取消し及び補助金の返還)**

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金事業を中止したとき。
- (3) 実績額が交付決定額に比べて減少したとき。
- (4) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

**(その他)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地

団体名

代表者名

補助金交付申請書

年度の次の事業を行うため、補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金対象事業

2. 交付申請額 金 円

- 添付書類
- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他関係資料

様式第2（第5条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地

団体名

代表者名

補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた補助金について次のとおり変更交付申請をします。

1. 変更交付申請書の内容

(1) 変更申請額 円

(2) 既交付決定額 円

(3) 差引増減額 円

2. 変更交付申請の理由

添付書類 (1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第3（第6条関係）

第 号  
年 月 日

団体名

代表者名 殿

半 田 市 長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度の補助金の交付について、  
次の条件を付して交付決定します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円  
ただし、年 月から 年 月分として

2. 条 件

- (1) 補助金を補助事業以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容に変更が生じたときは、直ちに補助金変更交付申請書を提出しなければならない。
- (3) 事業終了後、速やかに事業実績報告書を提出しなければならない。

様式第4（第6条関係）

年 月 日

団体名

代表者名

殿

半 田 市 長

印

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった 年度の補助金の交付について、次の条件を付して交付決定します。

記

1. 補助金変更交付決定額 金 円

2. 条 件

- (1) 補助金を補助事業以外に使用してはならない。
- (2) 事業終了後、速やかに事業実績報告書を提出しなければならない。

様式第5（第7条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地

団体名

代表者名

補助金交付請求書

下記の金額を請求します。

記

1. 補助金交付請求額 金 円

ただし、 年度社会福祉法人半田市社会福祉協議会補助金第 ・四半期分  
として

<事業別内訳>

2. 振込先口座

銀行 本店

信用金庫 支店

口座種別 普通預金 ・ 当座預金

口座番号

口座名義人

様式第6（第8条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地

団体名

代表者名

補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた補助金について事業が完了しましたので報告します。

記

1. 補助金対象事業期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書